

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年4月15日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 荻野 孝弥

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	2,970,000	@270,000円 × × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他		
収入合計	2,970,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	45,245	45,245	
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	51,472	51,472	
広 報・広 聴 費	167,678	167,678	
人 件 費			
事 務・事 務 所 費	1,270,898	1,270,898	
支 出 合 計	1,535,293	1,535,293	

様式第14号（第7条関係）

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 萱野 孝弥

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	5月～3月	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料や駐車料金に使用した。
福岡県福岡市及び佐賀県佐賀市への視察	10月	戦略的広報及びDX支援について先進的な取り組みを行っている福岡市及び佐賀県への視察を行った。
【事務・事務所費】 事務所賃借 事務用品の購入	5月～3月	住民からの相談等や意見の聴取等に対応する為、市政事務所、政務活動用電話、事務用品を用意した。
【資料購入費】 書籍購入	3月	市政に関する調査・研究の為に資料・書籍等を購入した。

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.5.6	5-1		1,724	-1,724	備品購入代	⑨	
5.5.8	5-3		160	-1,884	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.8	5-4		320	-2,204	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.8	5-5		66,752	-68,956	5月分事務所賃借料	⑨	
5.5.9	5-6		22,448	-91,404	事務所火災保険料（年間）	⑨	
5.5.9	5-7		80	-91,484	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.10	5-8		160	-91,644	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.10	5-9		160	-91,804	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.11	5-10		560	-92,364	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.12	5-11		80	-92,444	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.13	5-12		440	-92,884	文具購入代	⑨	
5.5.14	5-13		352	-93,236	文具購入代	⑨	
5.5.14	5-14		1,000	-94,236	ガソリン代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.5.15	5-15		240	-94,476	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.15	5-16		240	-94,716	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.15	5-17		240	-94,956	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.17	5-18		240	-95,196	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.17	5-19		160	-95,356	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.17	5-20		240	-95,596	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.17	5-21		240	-95,836	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.17	5-22		160	-95,996	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.18	5-23		320	-96,316	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.18	5-24		4,310	-100,626	ガソリン代	⑦	
5.5.19	5-25		88,880	-189,506	事務所電気分配工事	⑨	
5.5.20	5-26		320	-189,826	広報活動駐車場代	⑦	
5.5.22	5-27		921	-190,747	事務所椅子代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容		項目	その他
5.5.22	5-28		2,145	-192,892	事務所テーブル代		⑨	
5.5.24	5-29		5,025	-197,917	事務所デスク代		⑨	
5.5.24	5-30		2,145	-200,062	事務所ローボード代		⑨	
5.5.27	5-31		264	-200,326	文具購入代		⑨	
5.5.31	5-32		66,752	-267,078	6月分事務所賃借料		⑨	
月計			267,078	-267,078				
累計			267,078	-267,078				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.6.2	6-1		22,000	-289,078	事務所エアコン設置工事	⑨	
5.6.2	6-2		3,200	-292,278	事務所パーテーション	⑨	
5.6.5	6-4		160	-292,438	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.5	6-5		640	-293,078	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.6	6-6		80	-293,158	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.8	6-7		160	-293,318	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.8	6-8		480	-293,798	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.9		540,000		246,202	政務活動費5月6月受け入れ		
5.6.9	6-9		80	246,122	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.10	6-10		400	245,722	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.15	6-11		528	245,194	文具購入代	⑨	
5.6.17	6-12		400	244,794	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.19	6-13		320	244,474	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.6.23	6-14		160	244,314	広報活動駐車場代	⑦	
5.6.26	6-15		3,602	240,712	5月分携帯電話代	⑨	
5.6.27	6-16		2,112	238,600	事務所シュレッダー機代	⑨	
5.6.28	6-17		6,567	232,033	6月分事務所電話代	⑨	
5.6.28	6-18		1,558	230,475	6月分事務所電気代	⑨	
5.6.29	6-19		66,664	163,811	7月分事務所賃借料	⑨	
月計		540,000	109,111				
累計		540,000	376,189	163,811			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.7.3	7-1		69,184	94,627	事務所エアコン代	⑨	
5.7.6	7-2		32,560	62,067	7月～12月分ボネクター代	⑦	
5.7.10		810,000		872,067	政務活動費7月～9月分受け入れ		
5.7.11	7-3		2,500	869,567	ガソリン代	⑦	
5.7.14	7-4		4,293	865,274	ガソリン代	⑦	
5.7.14	7-5		5,390	859,884	6月分ボネクター代	⑦	
5.7.11	7-6		5,544	854,340	5月～6月分事務所ゴミ収集代	⑨	
5.7.14	7-7		440	853,900	文具購入代	⑨	
5.7.19	7-8		352	853,548	広報活動駐車場代	⑦	
5.7.21	7-9		80	853,468	広報活動駐車場代	⑦	
5.7.21	7-10		4,457	849,011	ガソリン代	⑦	
5.7.21	7-11		349	848,662	文具購入代	⑨	
5.7.26	7-12		2,945	845,717	7月分事務所電気代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.7.26	7-13		3,554	842,163	6月分携帯電話代	⑨	
5.7.27	7-14		320	841,843	広報活動駐車場代	⑦	
5.7.27	7-15		4,248	837,595	ガソリン代	⑦	
5.7.30	7-16		14,833	822,762	7月分事務所電話代	⑨	
5.7.31	7-17		66,840	755,922	8月分事務所賃借料	⑨	
月経		810,000	217,889				
累計		1,350,000	594,078	755,922			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容		項目	その他
5.8.4	8-1		2,939	752,983	7月分事務所ゴミ収集		⑨	
5.8.4	8-2		360	752,623	広報活動駐車場代		⑦	
5.8.8	8-3		480	752,143	広報活動駐車場代		⑦	
5.8.11	8-4		160	751,983	広報活動駐車場代		⑦	
5.8.14	8-5		11,000	740,983	名刺デザイン代		⑦	
5.8.18	8-6		10,694	730,289	名刺作成代		⑦	
5.8.18	8-7		3,904	726,385	ガソリン代		⑦	
5.8.22	8-8		160	726,225	広報活動駐車場代		⑦	
5.8.23	8-9		7,024	719,201	8月分事務所電話代		⑨	
5.8.25	8-10		4,329	714,872	ホームページドメイン代		⑦	
5.8.26	8-11		320	714,552	広報活動駐車場代		⑦	
5.8.28	8-12		6,487	708,065	7月分携帯電話代		⑨	
5.8.30	8-13		66,664	641,401	9月分事務所賃借料		⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.9.6	9-1		176	641,225	広報活動駐車場代	⑦	
5.9.7	9-2		160	641,065	広報活動駐車場代	⑦	
5.9.8	9-3		320	640,745	広報活動駐車場代	⑦	
5.9.14	9-4		4,483	636,262	9月分事務所電気代	⑨	
5.9.14	9-5		2,939	633,323	8月分事務所ゴミ収集代	⑨	
5.9.18	9-6		4,617	628,706	ガソリン代	⑦	
5.9.21	9-7		6,911	621,795	9月分事務所電話代	⑨	
5.9.21	9-8		3,035	618,760	8月分事務所電気代	⑨	
5.9.22	9-9		160	618,600	広報活動駐車場代	⑦	
5.9.26	9-10		3,691	614,909	8月分携帯電話代	⑨	
月計			26,492				
累計		1,350,000	735,091	614,909			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.10.2	10-1		66,664	548,245	10月分事務所賃借料	⑨	
5.10.4	10-2		320	547,925	広報活動駐車場代	⑦	
5.10.10		810,000		1,357,925	政務活動費10月～12月分受け入れ		
5.10.10	10-3		4,816	1,353,109	ガソリン代	⑦	
5.10.12	10-4		420	1,352,689	旅費	①	
5.10.12	10-5		290	1,352,399	旅費	①	
5.10.12	10-6		210	1,352,189	旅費	①	
5.10.12	10-7		210	1,351,979	旅費	①	
5.10.13	10-8		290	1,351,689	旅費	①	
5.10.13	10-9		420	1,351,269	旅費	①	
5.10.13	10-10		785	1,350,484	旅費	①	
5.10.13	10-11		2,948	1,347,536	9月分事務所ゴミ収集	⑨	
5.10.16	10-12		160	1,347,376	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.10.18	10-13		80	1,347,296	広報活動駐車場代	⑦	
5.10.20	10-14		160	1,347,136	広報活動駐車場代	⑦	
5.10.21	10-15		264	1,346,872	文具購入代	⑨	
5.10.23	10-16		4,872	1,342,000	10月分事務所電気代	⑨	
5.10.26	10-17		6,918	1,335,082	10月分事務所電話代	⑨	
5.10.26	10-18		5,340	1,329,742	9月分携帯電話代	⑨	
5.10.26	10-19		160	1,329,582	広報活動駐車場代	⑦	
5.10.26	10-20		66,664	1,262,918	11月分事務所賃借料	⑨	
月経		810,000	161,991				
累計		2,160,000	897,082	1,262,918			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.11.3	11-1		160	1,262,758	広報活動駐車場代	⑦	
5.11.7	11-2		80	1,262,678	広報活動駐車場代	⑦	
5.11.9	11-3		80	1,262,598	広報活動駐車場代	⑦	
5.11.10	11-4		4,458	1,258,140	ガソリン代	⑦	
5.11.10	11-5		29,700	1,228,440	事務所照明代	⑨	
5.11.10	11-6		1,000	1,227,440	旅費	①	
5.11.10	11-7		3,260	1,224,180	旅費	①	
5.11.10	11-8		23,850	1,200,330	旅費	①	
5.11.10	11-9		6,430	1,193,900	旅費	①	
5.11.12	11-10		3,854	1,190,046	ガソリン代	⑦	
5.11.14	11-11		480	1,189,566	広報活動駐車場代	⑦	
5.11.20	11-12		3,036	1,186,530	11月分事務所電気代	⑨	
5.11.25	11-13		4,299	1,182,231	ガソリン代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.11.27	11-14		80	1,182,151	広報活動駐車場代	⑦	
5.11.27	11-15		16,480	1,165,671	ワッポン購入代	⑨	
5.11.27	11-16		1,359	1,164,312	事務所電球代	⑨	
5.11.27	11-17		3,565	1,160,747	10月分携帯電話代	⑨	
5.11.28	11-18		2,992	1,157,755	10月分事務所ゴミ収集	⑨	
5.11.28	11-19		66,928	1,090,827	12月分事務所賃借料	⑨	
5.11.29	11-20		240	1,090,587	広報活動駐車場代	⑦	
月計			172,331				
累計		2,160,000	1,069,413	1,090,587			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.12.7	12-1		6,939	1,083,648	11月分事務所電話代	⑨	
5.12.8	12-2		160	1,083,488	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.10	12-3		4,370	1,079,118	ガソリン代	⑦	
5.12.11	12-4		4,300	1,074,818	ガソリン代	⑦	
5.12.11	12-5		3,793	1,071,025	名刺作成代	⑦	
5.12.11	12-6		80	1,070,945	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.11	12-7		8,080	1,062,865	宿泊費	①	
5.12.15	12-8		320	1,062,545	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.19	12-9		720	1,061,825	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.20	12-10		2,913	1,058,912	12月分事務所電気代	⑨	
5.12.20	12-11		1,212	1,057,700	文具購入代	⑨	
5.12.21	12-12		80	1,057,620	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.22	12-13		4,666	1,052,954	ガソリン代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.12.24	12-14		352	1,052,602	文具購入代	⑨	
5.12.26	12-15		3,631	1,048,971	11月分携帯電話代	⑨	
5.12.27	12-16		66,664	982,307	令和6年1月分事務所賃借料	⑨	
5.12.27	12-17		5,584	976,723	11月・12月分事務所ゴミ収集	⑨	
5.12.27	12-18		7,037	969,686	12月分事務所電話代	⑨	
5.12.28	12-19		160	969,526	広報活動駐車場代	⑦	
5.12.29	12-20		3,783	965,743	ガソリン代	⑦	
月計			124,844				
累計		2,160,000	1,194,257	965,743			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.1.4	1-1		160	965,583	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.9	1-2		160	965,423	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.10		810,000		1,775,423	政務活動費1月～3月分 受け入れ		
6.1.11	1-3		80	1,775,343	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.12	1-4		1,484	1,773,859	備品代	⑨	
6.1.13	1-5		4,219	1,769,640	ガソリン代	⑦	
6.1.17	1-6		240	1,769,400	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.17	1-7		2,196	1,767,204	備品代	⑨	
6.1.22	1-8		160	1,767,044	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.22	1-9		80	1,766,964	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.25	1-10		320	1,766,644	広報活動駐車場代	⑦	
6.1.26	1-11		66,664	1,699,980	2月分事務所賃借料	⑨	
6.1.26	1-12		3,016	1,696,964	1月分事務所電気代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.1.26	1-13		5,710	1,691,254	12月分携帯電話代	⑨	
6.1.26	1-14		6,967	1,684,287	1月分事務所電話代	⑨	
6.1.27	1-15		4,126	1,680,161	ガソリン代	⑦	
6.1.29	1-16		685	1,679,476	備品代	⑨	
6.1.30	1-17		240	1,679,236	広報活動駐車場代	⑦	
月経		810,000	96,507				
累計		2,970,000	1,290,764	1,679,236			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.2.7	2-1		2,992	1,676,244	1月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.2.14	2-2		4,362	1,671,882	ガソリン代	⑦	
6.2.26	2-3		3,997	1,667,885	1月分携帯電話代	⑨	
6.2.26	2-4		264	1,667,621	文具購入代	⑨	
6.2.28	2-5		66,664	1,600,957	3月分事務所賃借料	⑨	
6.2.28	2-6		2,603	1,598,354	2月分事務所電気代	⑨	
6.2.28	2-7		6,939	1,591,415	2月分事務所電話代	⑨	
6.2.28	2-8		2,944	1,588,471	2月分事務所ゴミ収集	⑨	
月計			90,765				
累計		2,970,000	1,381,529	1,588,471			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.3.1	3-1		3,080	1,585,391	事務所カーテン代	⑨	
6.3.3	3-2		4,202	1,581,189	ガソリン代	⑦	
6.3.14	3-3		3,285	1,577,904	3月分事務所電気代	⑨	
6.3.14	3-4		160	1,577,744	広報活動駐車場代	⑦	
6.3.15	3-5		4,975	1,572,769	書籍購入代	⑥	
6.3.15	3-6		264	1,572,505	文具購入代	⑨	
6.3.17	3-7		4,000	1,568,505	ガソリン代	⑦	
6.3.18	3-8		46,497	1,522,008	書籍購入代	⑥	
6.3.22	3-9		6,965	1,515,043	3月分事務所電話代	⑨	
6.3.22	3-10		160	1,514,883	広報活動駐車場代	⑦	
6.3.26	3-11		3,397	1,511,486	2月分携帯電話代	⑨	
6.3.27	3-12		66,664	1,444,822	4月分事務所賃借料	⑨	
6.3.27	3-13		2,944	1,441,878	3月分事務所ゴミ収集	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.3.29	3-14		7,171	1,434,707	事務所本棚代	⑨	
月計			153,764				
累計		2,970,000	1,535,293	1,434,707			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

管理責任者 (議員名)	萱野 孝弥		
事務所名	萱野 孝弥 堺市議会議員事務所		
所在地	〒592-8335 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号 TEL 072 (245) 9855		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 スペースリペア)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	175.45 m ²	賃借料	月額 83,000 円 (政務活動費充当額円) 66,400 円
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 150 時間のうち 120 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80 % ☒ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80 % ☒ その他 (ゴミ 代)・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	80 %	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 様（以下「甲」という。）と借主 萱野 孝弥 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	マイハウス 階 号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 2番13号		
		(登記簿) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 760番地2・760番地18		
	構 造	鉄骨造 / スレートぶき / 1階建 / 全(1)戸		
	種 類	戸建	新築年月	平成1年6月
	面 積	175.45㎡		
附 属 施 設	駐車場1区画(No.2)			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から 令和7年4月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 0円)		共益費	月額 3,000円 (別途消費税相当額 0円)	
敷金			礼金		
保証金			償却	その他 償却条件	
家財保険料	期間年間 0円		附属施設料	0円 (別途消費税相当額 円)	
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本 数	2本	本		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	振込先金融機関名: 大阪信用金庫 石津支店 預金: 普通 口座番号: 口座名義人: 株式会社スペースリペア 振込手数料負担者: 借主			

賃料等の 支払方法	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者：

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 萱野 孝弥
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 堺市 [REDACTED]
管 理 業 者	商号又は名称 株式会社スペースリペア
所 在 地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号 TEL 072-241-3265
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣 () 第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管 理 担 当 者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	堺市 [REDACTED]
		極度額	[REDACTED]
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

※甲からの解約 甲は、乙に対して6ヶ月前に解約を申し入れることにより、本契約を解約することができる。

頭書(9) 特約事項

※賃貸物件の占有は建物内(ホール・客席部分・厨房部分の流し台・冷蔵庫)及び敷地内駐車場(No.2)とする。

※原状回復等

1. 造作等の許可、原状回復

借主は本物件内への造作物、看板等の設置について貸主の承諾を得て行い、本契約終了時、借主の負担において原状に復す事(但し、借主の負担によるエアコン・照明器具設置・コンセント増設を除く)を承諾しました。

2. 室内クリーニング

借主は本契約が終了し、建物を明け渡す際、室内クリーニングについては借主負担とし、貸主の指定業者へ依頼する事を承諾しました。

※設備・施設

1. 設備の買取請求

借主は本物件の内装備品を現況のまま使用し、契約終了後は現況のまま残置して譲渡転貸をしないこと、又、借主は自らの費用で設置した設備等の買取を貸主に請求することは出来ない事を承諾しました。

2. 修理費負担

既存の備品が使用できなくなった場合、修理等の費用負担は借主とします。

※その他

借主は契約時及び更新時、借家人賠償責任担保特約を含む保険に加入することを承諾しました。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月1日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]	
乙・借主	氏名	萱野 孝弥	[REDACTED] TEL [REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]	
丙・連帯保証人	氏名	[REDACTED]	[REDACTED] TEL [REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]	
	極度額		[REDACTED] 円

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号	主たる事務所所在地	
	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社スペースリペア 代表取締役 大仲 正輝 印	商号又は名称 代表者の氏名	
説明をする宅地建物取引士	免許証番号	大阪府知事(4)第53782号	免許証番号	() 第 号
	氏 名	南 國雄	氏 名	
	登 録 番 号	大阪 第796861号	登 録 番 号	第 号
	業務に従事する 事 務 所 名	株式会社スペースリペア	業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号	事務所所在地	
	TEL	TEL 072-241-3265	TEL	TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

一般廃棄物清掃管理・処理申込書（継続処理）

ヴィクトリー開発株式会社 御中

令和5年 月 日

申込区分	① 新規 [令和 5 年 } 月 { 日から収集開始]
	② 変更 [令和 年 月 日から変更] [申込者・収集場所・送付先住所・個数・収集先名称・その他 ()]
	③ 追加 [平成 年 月 日から 個追加 合計 個]

申込者（法人の場合は、氏名欄に社名・役名・代表者氏名を記入し、社印・代表社印を押印）	
住所	〒（592-8335） 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号
名称	かやの たかや 事務所
氏名	菅野 孝弥 電話番号
場所（申込者の住所と異なる場合のみ記入）	
住所	〒（ - ）
名称	電話番号（ ） -

廃棄物の量	450 700 900 1/日 個
-------	-------------------

収集曜日	月・火・水・木・ <u>金</u> ・土
------	----------------------

職 種	
1. 医 療	6. 家 庭
2. 飲 食	7. サービス
3. 小 売	8. 公 共
4. 事務所	9. マーケット
5. 工 場	10. その他

備 考			
	処理量	申 込 期 間	処 理 手 数 料
1ヶ月	6 /日個		3,000 (税抜)
1年間	72 個	~	36,000 (税抜)

廃棄物の内容	
① 生ごみ	④ 木くず
② 紙くず	⑤ 繊維くず
③ カン・古紙類	⑦ ペット

廃棄物を入れる容器の種類	
① ポリ容器	③ コンテナボックス
② ポリ袋	④ その他 ()

清掃・収集を行う場所付近の見取り図

出張報告書

令和5年 11月 14日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏

萱野 孝弥

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 福岡市の行政DX及び戦略的広報、佐賀県産業スマート化センターについて

2. 期 間 令和5年10月12日（木）～ 令和5年10月13日（金）

3. 日 程 等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
① 10月12日（木）	13:00～15:30	福岡市役所（福岡県福岡市）
② 10月13日（金）	10:00～12:00	佐賀県産業スマート化センター（佐賀県佐賀市）

4. 面談者

・福岡市役所

総務企画局 DX戦略部 データ活用推進課 課長

総務企画局 DX戦略部 データ活用推進課 係長

総務企画局 DX戦略部 DX戦略課 DX戦略係長

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課長

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課 広報第3係長

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課 企画係長

福岡市役所 市長室広報戦略室 広報課長

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課 こども政策課長

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課 企画係長

・佐賀県産業スマート化センター

佐賀県産業スマート化センター センター長
佐賀県 産業労働部 産業 DX・スタートアップ総括監
佐賀県 産業労働部 産業 DX・スタートアップ推進グループ副課長
株式会社佐賀電算センター 公共事業部 システム統括部 インフラビジネス
システム3グループ サブマネージャー

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

我が堺市では永藤市長が行政のDX化に大きな力を注いでいるが、福岡市では高島市長が就任直後から現在に至るまでの約13年間に亘り、同様の方針の基、DX化及び戦略的広報を推進してきた。堺市の今後のDX化及び戦略的広報の推進の参考とするために福岡市を視察した。また、堺市では更なる税収確保に向け、起業家への実践的な支援が求められている。それらの知見を得るために、右において大きな成果を出し、メディアでも多くの注目を集めている佐賀県産業スマート化センターを訪問した。

【福岡市役所】

1. DX推進の背景

まず、福岡市がDX化を推進する背景としては、デジタルで解決できることはデジタルに任せることで、市役所の人的資源を福祉など「人のぬくもり」が必要な分野に再配置することで、質の高いサービスを提供することにある。つまり、DX化はそのための手段であり、目的ではなく、子どもから高齢者といった幅広い層が利用しやすい環境を整備することに配慮している。

上記目的達成に向け、DXの取組を強力に推進するために、令和2年11月にDX推進課を創設すると共に、市の職員と民間人材のDXデザイナー（「2ちゃんねる」開設者の■■■■氏、デジタル庁プロダクトマネージャーの■■■■氏、株式会社TRUSTDOCK取締役の■■■■氏、株式会社gaz代表取締役CEOの■■■■氏）による民間連携のプロジェクトチームを発足している。

2. 行政手続きのオンライン化

行政手続きの年間総処理件数に関し、令和4年度は1,020万件であったが、そのうち、940万件（92.1%）、852万件（83.5%）をオンラインで完結できるようにした。

なお、具体的にオンライン化した事例として、下記（1）～（6）等が挙げられる。

（1）住民票の写し・税務証明書の交付申請

住民票の写しや税務証明書等をオンラインで申請できるサービスであり、マイナンバーカードによる本人確認と手数料の支払い（クレジットカード決済）を完了すると、証明書等が自宅等へ郵送されることから、自宅にいながら完結することができる。

（2）高齢者乗車券の申請

70歳以上の市民を対象に、交通費の一部を助成する事業であり、従来は例年9月に区役所等で申請を窓口にて受け付けていたが、電子申請を可能にした。

（3）水道の使用開始・中止の届出

（4）就学援助の継続申請

（5）屋外広告物に関する手続き

（6）リモート窓口

PCやスマートフォンを持っていない、使いこなせない高齢者等で区役所から遠い地域に住んでいる方が、近くの公民館でモニター越しに職員と話しながら手続きや相談ができる仕組みである。令和4年度の実施場所としては、農業地や離島も含め10か所にのぼる。

相談対象業務としては、高齢者在宅福祉サービスに関する相談、保育施設の利用に関する相

談、保険料の納付相談（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、身体障害者手帳や療育手帳 A をお持ちの方の有料道路の割引受付などである。

3. RPA の活用推進

令和元年度より RPA・AI-OCR を本格導入した結果、年間約 13,270 時間の自動化（令和3年度新規導入業務数としては、RPA 25 業務、AI-OCR 30 業務）に成功しており、窓口業務などの業務に専念する時間を確保でき、市民サービスが向上すると共に、関係法令を確認する時間を確保することが出来るようになったことから、全体的な業務知識の向上に繋がっているとのこと。

4. アナログ規制の見直し

令和3年12月に国は目視や対面などを義務付けた「アナログ規制」の一掃を掲げ、今後2年間で対象約10000条項の見直しを完了するとしているが、福岡市では、国に先行して令和4年2月に条例・規則・要綱の点検を開始し、同年6月に見直し可能な10の条例（アナログ規制7項目に該当する5条例、市内間の引越し等に伴う住所変更の届出等に関する5条例）を改正した。これにより、市内間の転居で年間25000件以上の住所変更届を不要とした。

5. データを活用したプッシュ型行政への取り組み

行政手続きのデジタル化92.1%を達成した上での次のステージとして、これまでの申請主義からプッシュ型行政（市民が利用できるサービス等を行政側から積極的に案内する仕組み）への転換に向けたチャレンジをしている。事例として、市内転入者へ3回目のワクチン接種券を送付する際に、マイナンバーを利用して本人の同意なしで接種記録を確認できるよう法的整理をし、約9万人の転入者に対して、プッシュ型でワクチン摂取券を送付した。

また、福岡市公式ポータルサイトを通じて、一人ひとりの属性やニーズに合わせた情報をプッシュ型で届けている。なお福岡サポートの登録者区分としては、①簡易登録者（約4,300人）と②マイナンバーカード登録者（市民限定）があり、①に対しては、「おすすめ情報の表示」、「窓口混雑状況の表示」を行い、②に対しては右2つに加え、「プッシュ型の情報提供」、「図書館デジタル貸出カード」、「デジタル身分証」を提供しているとのこと。右についての詳細は下記の通り。

（1）プッシュ型の情報提供

福岡市が提供する子育て・教育、福祉などの支援制度や健康診断等の利用案内について、本人の同意に基づき、その制度の利用対象となる可能性のある場合（マイナンバーカードに登録されている年齢と住所を参照）に、個別にプッシュ型でお知らせを受け取ることができるサービスで、具体的に受け取ることができる案内としては、就学援助の案内、第3子優遇事業の案内、高齢者乗車券の案内、がん検診の案内、よかドック（40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健診・特定保険指導制度）の案内、特定保険指導の案内、歯科節目健診の案内である。このプッシュ型の情報提供のメリットは、サービスの受け取り漏れを防ぐことができる点にある。

(2) 図書館デジタル貸出カード

従来のプラスチックの貸出カードと同様に、図書館サービスが利用可能となる図書館デジタル貸出カードサービス。図書館に来館せずに貸出カードの付与が可能。電子図書館サービスと組み合わせることにより、完全オンラインでの利用が可能となる。

(3) デジタル身分証

福岡市動植物園など福岡市施設の年齢割引の適用を受ける際など、従来の運転免許証などに代わる「身分証」として活用出来るサービス。

(4) おすすめ情報の表示

市民が予め登録した興味関心のあるジャンル（子育て、教育、福祉など）に基づき、福岡市ホームページなどの新着情報や、おすすめ情報を受け取ることが出来るサービス。

(5) 窓口混雑状況の表示

お住まいの区役所窓口の混雑状況を、匿名化された画像でリアルタイムに見ることができるサービス。市民は、混雑時の来庁を避けることができ、オンライン手続きも利用できる。

6. その他の取り組み

(1) LINE を活用した情報発信

福岡市の令和5年10月時点の推計人口が約164万人であるのに対し、福岡市 LINE 公式アカウントの友達数は185万人と人口を超える驚異的な記録を達成している。この LINE を通じて、生活情報、防災情報、家庭ごみの分別検索、ワクチン接種情報を提供している。

(2) キャッシュレス

令和3年9月から窓口で利用できるキャッシュレス決済を大幅に拡充している。

(3) オープンデータ

「福岡市オープンデータサイト」において、統計情報や施設の位置情報、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、令和5年5月時点で約430種類のデータを公開している。

7. 広報戦略について

福岡市では、幅広い世代に適切な情報を提供するため、3つの部署を設置している。なお、戦略的広報に係る予算規模としては公衆無線LANの整備事業等も含め、令和5年度は8775万3000円を計上している。

(1) 広報戦略課

効果的な情報発信に関する企画、調整／情報発信に関する全長期的マネジメント、テレビやCM等の活用／新聞、雑誌への広告掲載、SNSでの発信（Facebook、Instagram）／シティプロモーション等

(2) 広報課

毎月2回の市政だよりの発行／市HP及びHP作成システムの運用管理、動画配信（Youtubeでの「福岡チャンネル by Fukuoka city」／SNSでの発信（LINE、Twitter）等

(3) 報道課

市長定例会見等の記者発表／報道機関との連絡調整／報道機関からの取材対応等

8. 広報戦略に係る具体的な取組

(1) シティープロモーションサイト

「Fukuoka Facts」を運営しており、統計データを用いて福岡市の魅力や特徴等を紹介している。本サイトがメディアからの取材の呼水となっている。令和4年度のページビュー数は約16万人（県内50%、県外首都圏26.3%、関西圏7.6%）とのこと。

(2) 広報掲示板

市営地下鉄35駅（福岡市内の全ての駅）・コンビニエンスストア（ローソン市内3店舗、セブンイレブン全店舗）、市庁舎地下通路掲示板をポスター掲示用として管理している。

(3) デジタルサイネージ

市庁舎1階・民間施設（ショッピングモール）の街頭ビジョンにて市政情報（規制やイベント情報）を発信している。例えば、ソフトバンクのPayPayドームに協力してもらい、市の情報を流してもらっている。

(4) 各種 SNS 運用上の工夫

- ① Twitter：事象が発生した際に即時に発信
- ② Facebook：匿名性が高いので、市の取組やイベントの広報に集中
- ③ LINE：各所管課で情報内容に沿って発信する時間を設定している。例えば、子育て情報の場合は昼の12時頃。なお、LINEの公式アカウントの登録者数が福岡市の人口を上回る約180万人を記録しているが、LINEヤフーコミュニケーションズ福岡と昔から縁があり、LINEの厚意により2回の限定のスタンプ配布がきっかけで、1回目に約10万人、2回目に約100万人登録者数が増えたとのこと。なお、右を除いては、年間約4～5万人ずつ登録者数が増えている。

【佐賀県産業スマート化センター】

1. 整備経緯と運営方法について

佐賀県では2013年頃からIT産業の振興に着手したが、デジタル技術の発達で飛躍するIT企業とその恩恵にあずかれない非IT企業の落差が顕在化していた。そのため、後者のデジタル利活用の推進に新たに着手してきた。

2. 運営体制について

佐賀県の産業DX・スタートアップ推進グループが11本の事業をアウトソースし、それらに21の企業が参画している。業務委託期間を短くすることで、常に参画企業の競争性を確保することに繋がっている。

また、産業DX・スタートアップ推進グループについては、基本的に通常の人事異動ローテーションで、OJTを中心とした人材育成を実施している。ただし、民間経験者の採用比率が47都道府県で佐賀県は最も高く、特に佐賀県産業スマートセンターは職員10名のうち、7名が民間経験者である。

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

3. 佐賀県で起業する魅力の情報発信について

立地コストが安いのでじっくりと問題に向き合えること、起業家や企業が多くはないので個別に時間を割いてもらえること、人や企業の距離感が近いので多様なプレイヤーと接点を持つこと等を発信することで潜在的な起業家に佐賀県で起業することの優位性を訴えかけている。

【まとめ】

福岡市では行政DXのための予算として約2億8259万円（内訳はノンストップ行政（オンライン化とリモート窓口）：約1億7,289万円、RPA：約2,776万円、福岡サポート：約8,193万円）を計上しており、やはりDXを力強く推進するためには、市長の号令の下、思い切った初期投資が必要であると感じた。

アナログ規制の見直しについては、福岡市では、国の法令を破ることはできないので、市の条例が直接根拠になっており、市単独で見直すことができるものに着手したとのことなので、我が堺市でも福岡市と同様の取組みに着手していく必要性を感じた。

また、リモート窓口について、福岡市では堺市と違い、各小学校区に1つある公民館を所有（市が建設、管理）しており、必要な端末などの環境整備についても福岡市が予算をつけているとのこと。公民館への設備設置に係る初期投資や人的資源の配置に関し、課題はあると思うが、我が堺市でも区役所よりも公民館の方が訪れやすいという方も多数いることから、本事業の導入を検討する価値がある。

広報戦略について、福岡市では各種SNSをそれぞれの強みを勘案して運営しているとのこと。例えば、公式LINEを活用したセグメント配信を実施しているが、発信内容に沿って、情報の受け手が目を通しやすい時間に発信するよう工夫をすることで、市民が関心を抱く情報をより漏らさぬよう努めている。堺市でもこのようにセグメント配信は実施しているが、発信時間を工夫するまでには至っていないため、福岡市での取り組みを参考にすることで、必要なところに求められる情報を漏れなく提供するようより尽力する必要がある。

また、起業家支援に関して、業務委託期間をあえて短期間とすることで、委託先である企業に緊張感を持って取り組んでいただくような工夫が我が堺市でも求められると感じた。また、佐賀県のように佐賀県内で起業する優位性についてしっかりと分析することで、起業家を県内に呼び込む工夫についても堺市でもう1度練り直す必要性を感じた。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-4 10-5 10-6 10-7 10-8 10-9 10-10 11-6 11-7 11-8 11-9 12-7